

質問書に対する回答
首都圏中央連絡自動車道 高谷川高架橋(鋼上部工)工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	設計図面(訂正) 数量総括表	図面上でJ25~J27の間の横シームの現場溶接の記載があります。しかし数量総括表に記載の現場溶接工において記載のある現場溶接延長279.9mおよび設計成果品の上部工数量計算書の中に記載の279.9mの内訳の中では、J25~J27の間の横シームの現場溶接数量が抜けていると思われます。ご確認をお願いします。	現在内容確認中ですので、確認でき次第お知らせいたします。
2	設計図面(訂正) 高谷川第1高架橋 架設計画図(その1、その2)参考図	高谷川第1高架橋架設計画(その1、その2)参考図においてトラッククレーンの能力の明示がありませんが、想定しているトラッククレーンの能力は割掛対照表および割掛対象表参考内訳書より160t吊りと考えてよろしいでしょうか。	割掛対象表参考内訳書に示す内容は、設計図書に明示した条件により発注者が必要と考えた付属的な仮設物等の間接的な工事の数量内訳等であり、発注者が指定仮設物として指定したもの以外は、受注者の責任において必要なものを定め施工していただくこととなります。 したがいまして、本件ご質問につきましては、貴社の施工計画に基づきお考えください。
3	設計図面(訂正) 高谷川第2高架橋架設計画参考図	高谷川第2高架橋架設計画参考図においてトラッククレーンの能力の明示がありませんが、想定しているトラッククレーンの能力は割掛対照表および割掛対象表参考内訳書より160t吊りと考えてよろしいでしょうか。	割掛対象表参考内訳書に示す内容は、設計図書に明示した条件により発注者が必要と考えた付属的な仮設物等の間接的な工事の数量内訳等であり、発注者が指定仮設物として指定したもの以外は、受注者の責任において必要なものを定め施工していただくこととなります。 したがいまして、本件ご質問につきましては、貴社の施工計画に基づきお考えください。
4	設計図面(訂正) 高谷川第3高架橋架設計画参考図	高谷川第3高架橋架設計画参考図においてトラッククレーンの能力の明示がありませんが、想定しているトラッククレーンの能力は割掛対照表および割掛対象表参考内訳書より360t吊りと考えてよろしいでしょうか。	割掛対象表参考内訳書に示す内容は、設計図書に明示した条件により発注者が必要と考えた付属的な仮設物等の間接的な工事の数量内訳等であり、発注者が指定仮設物として指定したもの以外は、受注者の責任において必要なものを定め施工していただくこととなります。 したがいまして、本件ご質問につきましては、貴社の施工計画に基づきお考えください。
5	設計図面(訂正) 高谷川第4高架橋架設計画参考図	高谷川第4高架橋架設計画参考図においてトラッククレーンの能力の明示がありませんが、想定しているトラッククレーンの能力は割掛対照表および割掛対象表参考内訳書より160t吊りと考えてよろしいでしょうか。	割掛対象表参考内訳書に示す内容は、設計図書に明示した条件により発注者が必要と考えた付属的な仮設物等の間接的な工事の数量内訳等であり、発注者が指定仮設物として指定したもの以外は、受注者の責任において必要なものを定め施工していただくこととなります。 したがいまして、本件ご質問につきましては、貴社の施工計画に基づきお考えください。
6	設計図面(訂正) 高谷川第5高架橋架設計画参考図	高谷川第5高架橋架設計画参考図においてトラッククレーンの能力の明示がありませんが、想定しているトラッククレーンの能力は割掛け対照表および割掛け対象表参考内訳書より160t吊りと考えてよろしいでしょうか。	割掛け対象表参考内訳書に示す内容は、設計図書に明示した条件により発注者が必要と考えた付属的な仮設物等の間接的な工事の数量内訳等であり、発注者が指定仮設物として指定したもの以外は、受注者の責任において必要なものを定め施工していただくこととなります。 したがいまして、本件ご質問につきましては、貴社の施工計画に基づきお考えください。
7	割掛け対象表(訂正) 割掛け対照表参考内訳書(訂正) 「工事用機械分解組立費①」	割掛け対照表参考内訳書の工事用機械分解組立費①の内訳は160t吊りトラッククレーンの分解組立輸送費になりますが、割掛け対照表および割掛け対象表参考内訳書の内容を踏まえると、第3高架橋の架設は360t吊りトラッククレーン及び750t吊りクローラクレーンにて架設を行うと想定されます。そのため割掛け対照表において工事用機械分解組立費①にて第3高架橋の架設は対象外となりませんでしょうか。ご確認をお願いします。	高谷川第3高架橋における160t吊りトラッククレーンは、地組立の際の使用を想定しております。
8	金抜設計書(訂正)作業ヤード整備工 敷鉄板A・敷鉄板B 特記仕様書P30, 31	作業ヤード整備工の敷鉄板Aおよび敷鉄板Bは特記仕様書記載の通り、設置は別工事にて設置したものを使用し、撤去及び返却先は契約締結後別途指示とのことから、当初計上は敷鉄板の賃料のみの計上と考えてよろしいでしょうか。	その通りお考えください。